

建 技 第 5 1 5 号
令 和 2 年 3 月 2 日

本庁各課及び各出先機関の長 様

建設技術企画課長

情報共有システムの活用拡大について（通知）

情報共有システムの活用については、平成 31 年 3 月 14 日付け建技第 553 号「情報共有システムの活用について（通知）」の実施資料「情報共有システム活用実施要領」に基づき実施しています。

この度、この情報共有システムの活用について、下記のとおり、対象を拡大することとしたので、適切な運用をお願いします。

記

1. 工事規模

当初契約額 60,000 千円以上の工事から当初契約額 20,000 千円以上の工事に拡大

2. 改定資料

情報共有システムに関する特記仕様書（令和 2 年 4 月版）

3. 適用

令和 2 年 4 月 1 日以降に積算する対象工事に適用する。

担 当 建設 I C T 推進班 芹澤
T E L 0 5 4 - 2 2 1 - 2 1 2 8
F A X 0 5 4 - 2 2 1 - 3 5 6 9

(令和2年4月版)

情報共有システムに関する特記仕様書

(定義)

第1条 情報共有システムとは、監督員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務効率化を実現するシステムのことをいう。

(対象工事)

第2条 当初契約額 20,000 千円以上の工事は、原則として、情報共有システムを利用するものとする。ただし、災害等の緊急を要する応急工事、電気通信設備工事、機械設備工事、小規模修繕工事等は、監督員との協議により、情報共有システムを利用しなくてもよい。

2. 当初契約額 20,000 千円未満の工事は、受注者が希望する場合に、監督員との協議により、情報共有システムを利用することができるものとする。

(利用システム)

第3条 情報共有システムは、原則として、静岡県の推奨するシステムを利用する。それ以外の情報共有システムを利用する場合は、監督員と協議を行い、承諾を得るものとする。

(積算の取扱い)

第4条 情報共有システムの利用に要する費用は、共通仮設費率（技術管理費）に含まれるものとする。

(運用)

第5条 情報共有システムを利用する場合の運用については、「静岡県情報共有・電子納品運用ガイドライン」に基づき実施する。